

令和4年10月1日から

積立額は3,000万円までとなります!!

貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、その運用益を利息として還元することで、福祉の増進を図ることを目的としています。

しかし、貯金残高の増加に伴い、組合員の皆様に支払う利息が増える一方、引き続き低金利の状況の中、資金の運用利回りが低下しており、現状の貯金利率1%を維持することが難しい状況です。

今後も貯金利率1%を長く維持していくため、令和4年10月1日より、組合員貯金の預けられる額を3,000万円までとします。

令和4年9月30日まで

上限なし



令和4年10月1日から

上限 3,000万円

上限設定に伴う対応は次のとおり行います

● 上限3,000万円を超える場合の払出し・積立ての中断

貯金残高が3,000万円を超える方は、共済組合から自動的に超過額をその方の貯金登録口座へ送金します。同時に3,000万円を超えて積立てを行うことができなくなりますので、共済組合で自動的に毎月の積立てを中断します。

● 令和4年10月よりも前に3,000万円を超えている場合の通知

貯金残高が3,000万円を超えている方には、事前にお知らせします。

● 貯金残高が上限額に近づいている場合の通知

貯金残高が上限額の97% (2,910万円) 以上の方には、もうすぐ上限額を超えることになるため、事前にお知らせします。



※貯金登録口座が未登録の方は、共済担当課へ「変更届」を提出して口座登録をしてください。



この記事についてのお問い合わせ

経理課 TEL052-951-5217